



長野県告示第668号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県飯田創造館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

一般財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

文化政策課

長野県告示第669号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県佐久創造館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社フードサービスシワ

(2) 主たる事務所の所在地

南佐久郡小海町大字千代里2392番地1

2 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

文化政策課

長野県告示第670号

学校法人及び法人の行うことのできる収益事業の種類（平成20年長野県告示第591号）の一部を次のように改正します。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

第1条第2号中「及び第3項」を「、第3項及び第12項」に改める。

第2条中「平成19年総務省告示第618号」を「平成25年総務省告示第405号」に改める。

私学・高等教育課

長野県告示第671号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

名称	所在地	認定の有効期限
飯田市立病院	飯田市八幡町438番地	平成32年1月5日

医療推進課

長野県告示第672号

岡谷市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成28年11月14日から平成28年11月30日まで

3 作業地域

岡谷市

建設政策課

長野県告示第673号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県若里公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

公益社団法人長野シルバー人材センター

(2) 主たる事務所の所在地

長野市大字鶴賀西鶴賀町1481番地1

2 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

都市・まちづくり課

長野県告示第674号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県南信州広域公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部 守一

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称
株式会社うるぎホープ
- (2) 主たる事務所の所在地
下伊那郡売木村1821番地 3
- 2 指定期間
平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

都市・まちづくり課

長野県告示第675号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県長野運動公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
長野市
 - (2) 主たる事務所の所在地
長野市大字鶴賀緑町1613番地
- 2 指定期間
平成29年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

スポーツ課

長野県教育委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県望月少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成28年12月19日

長野県教育委員会

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
信州リゾートサービス株式会社
 - (2) 主たる事務所の所在地
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野210番地
- 2 指定期間
平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

文化財・生涯学習課

長野県教育委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県阿南少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成28年12月19日

長野県教育委員会

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
阿南町

- (2) 主たる事務所の所在地
下伊那郡阿南町東條58番地 1
- 2 指定期間
平成29年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日まで

文化財・生涯学習課

長野県教育委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県宮上田野球場の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成28年12月19日

長野県教育委員会

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称
上田市
 - (2) 主たる事務所の所在地
上田市大手一丁目11番16号
- 2 指定期間
平成29年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

スポーツ課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年12月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年12月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人チャレンジクラブ
- 3 代表者の氏名
大日方 尚
- 4 主たる事務所の所在地
長野市上松5丁目13番71号
- 5 定款に記載された目的
(変更前)

この法人は、知的および身体に障害を持つ人およびその家族に対して、社会生活を営む上で必要な福祉の向上に関する事業を行い、より良い社会参加と社会生活の実現に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、障害を持つ人およびその家族に対して、社会生活を営む上で必要な福祉の向上に関する事業を行い、より良い社会参加と社会生活の実現に寄与することを目的とする。

県民協働課